

# (仮称) 第2次明石市環境基本計画

(素案)

平成23年10月21日



# 目次

1	計画の基本的事項	1
(1)	環境基本計画とは	1
(2)	これまでの経緯	1
(3)	計画策定の背景	2
(4)	計画の位置づけと役割	3
(5)	計画の対象	4
(6)	計画の期間	4
2	明石市の環境の現状	5
(1)	市域の概況	5
(2)	環境の現状	8
3	めざす環境像と計画の基本理念	15
(1)	明石市のめざす環境像	15
(2)	計画の基本理念	17
(3)	基本方針	18
4	推進施策	20
(1)	施策の体系	20
(2)	めざす環境像の実現に関する基本施策	21
5	計画の推進	30
(1)	計画の推進体制	30
(2)	計画の進行管理	31
(3)	計画の見直し	31
6	環境行動指針	32
(1)	市民・事業者の環境行動指針	32
(2)	市の環境行動指針	33
7	計画策定の経緯など(添付資料)	

# 第1章 計画の基本的事項

## (1) 環境基本計画とは

環境基本計画とは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念を具体化するための計画であり、本計画は環境の保全と創造を図るという中長期的な視野と、施策を実現していくという実務的な視野が必要です。

### (明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋)

#### (基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## (2) これまでの経緯

本市では平成 11(1999)年 6月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する規則などについて定めた「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定しています。この条例制定を受け、平成 12(2000)年 2月に「明石市環境基本計画」を策定し、よりよい環境の保全、創造に必要な取り組みを推進してきました。

また、平成 19(2007)年 3月には、環境問題を巡る情勢の変化や計画に挙げられた施策の推進体制の確立といった課題などに対応するため、計画の見直しを行いました。

この「明石市環境基本計画（改定版）」では、市民参画や協働の取り組みを促進するため、市民・事業者・行政の三者の協働で進める、13項目のリーディングプロジェクトを設定しました。その後、設立された明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会「エコウイングあかし」が中心となって、約4年間リーディングプロジェクトに取り組み、明石市における市民参画や協働の土台づくりに寄与してきました。

また、「明石市環境基本計画（改定版）」では、市が率先して実施する 45の取り組みについても、明石市環境マネジメントシステムを活用し推進してきました。

### (3) 計画策定の背景

平成 20(2008)年 6 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、明石市においても市の事務事業だけでなく、市域全体での温室効果ガス排出量削減に関する計画策定が義務付けられ、平成 23(2011)年 3 月、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、平成 20(2008)年 6 月に施行された「生物多様性基本法」に基づき、平成 23(2011)年 3 月、「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、市内の自然環境の保全に関する方針を定めました。

「明石市環境基本計画（改定版）」は平成 19(2007)年から平成 22(2010)年の 4 年間を計画期間としていたことから、これら 2 つの個別計画、現在策定中の「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」などと相互に内容等の整合を図り連携して、新たな計画を策定する必要があります。

表 1-1 明石市環境基本計画改定後の国、兵庫県、本市の主な動向

西暦(和暦)	国の動き	兵庫県の動き	本市の動き
2006(H18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次環境基本計画閣議決定</li> <li>・改正大気汚染防止法施行</li> <li>・石綿による健康被害の救済に関する法律公布</li> <li>・容器包装リサイクル法、食品リサイクル法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂</li> <li>・兵庫県環境学習環境教育基本方針制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市環境基本計画改定</li> <li>・明石市一般廃棄物処理基本計画策定</li> <li>・明石市地球温暖化対策実行計画改定</li> </ul>
2007(H19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次生物多様性国家戦略策定</li> <li>・21 世紀環境立国戦略閣議決定</li> <li>・クールアース 50 発表</li> <li>・京都議定書目標達成計画改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫地域公害防止計画策定</li> <li>・兵庫県廃棄物処理計画の改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコウイングあかし設立</li> </ul>
2008(H20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法改正</li> <li>・低炭素社会づくり行動計画策定</li> <li>・生物多様性基本法施行</li> <li>・第 2 次循環型社会形成推進基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次兵庫県環境基本計画の策定</li> </ul>	
2009(H21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の経済と社会の変革公表</li> <li>・微小粒子状物質に係る環境基準の設定</li> <li>・土壌汚染対策法の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性ひょうご戦略の策定</li> </ul>	
2010(H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ 25 キャンペーンスタート</li> <li>・生物多様性国家戦略 2010 策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちエコ診断事業の全県展開</li> <li>・兵庫県版レッドデータブック 2010 の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストップ！低炭素社会のまちあかしプラン策定</li> <li>・つながり生きもののネットワーク生物多様性 あかし戦略策定</li> </ul>

## (4) 計画の位置づけと役割

本計画は、明石市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組み内容を示すとともに市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープランです。一方、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」、「つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略」、「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン」などの環境関連個別計画は、本計画との整合を図りながら、対象とする環境分野について、具体的に目標を定め、着実に施策を展開していくための計画です。

したがって、市が環境に関わる計画を策定し、実施する際には、本計画との整合性を図り、本計画を基本として市を挙げて取り組みを推進していく必要があります。

また、環境基本法や兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」など、国や地方公共団体、国際機関などが推進する環境保全に関する施策とも十分な共同歩調を図っていきます。

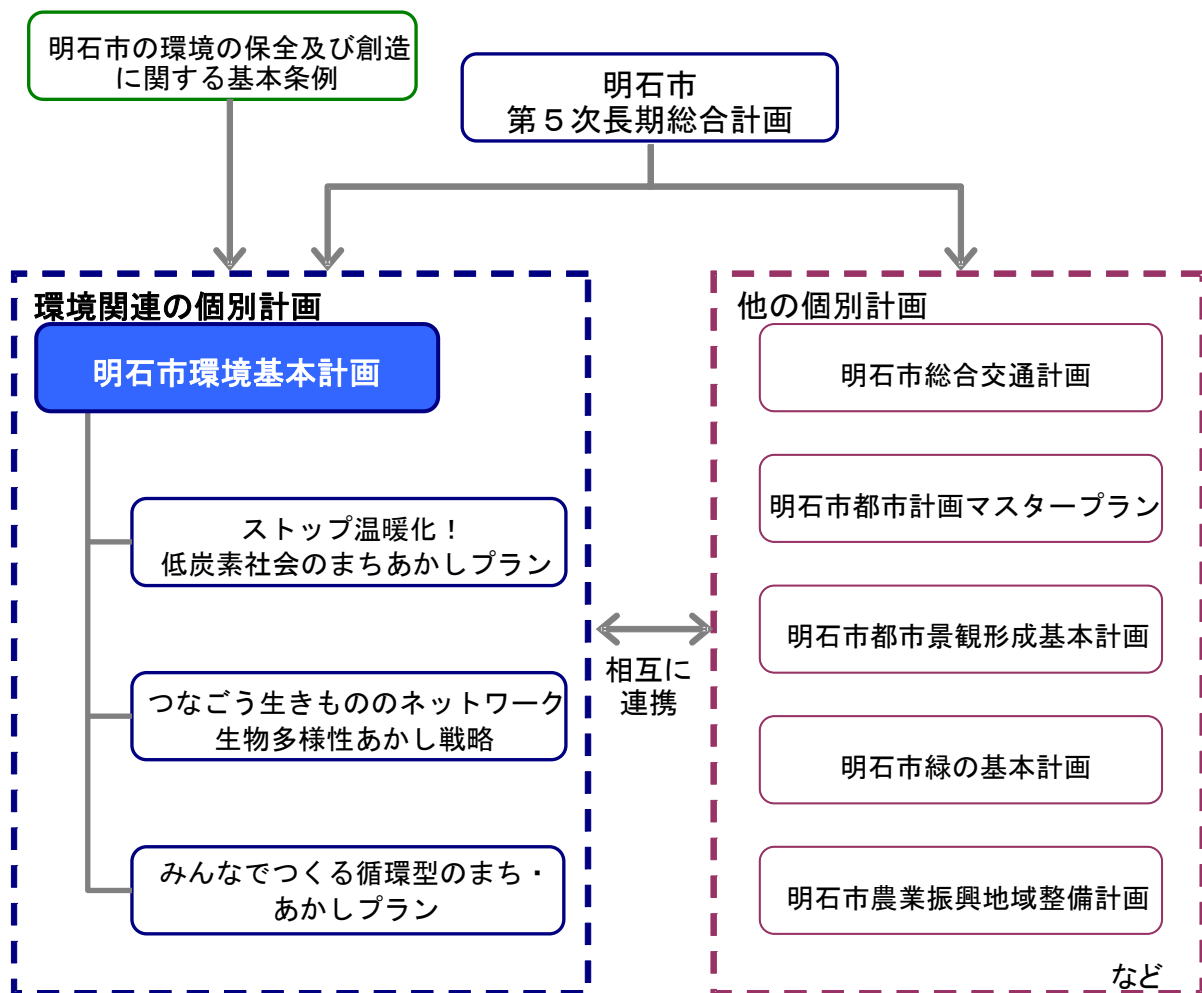


図 1-1 本計画の位置づけ

## (5) 計画の対象

本計画では次に示す範囲を対象とします。

### 1) 対象とする環境

- ①地球環境（地球温暖化）
- ②自然環境（生物多様性）
- ③廃棄物
- ④地域環境（典型7公害\*）
- ⑤身近な空間における環境（緑、水辺、景観、公園、歴史・文化施設など）

\* 環境基本法では、「公害」とは『環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、⑦悪臭 によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずることをいう』と定義されています。（明石市環境基本条例でも同内容の定義がされています。）

### 2) 対象地域

明石市の行政区域全体を対象地域とします。ただし、国、近隣自治体などの関連機関と共同歩調をとる必要がある問題については、地形、流域、生態系などを考慮しつつ、その問題解決に取り組んでいきます。

## (6) 計画の期間

計画期間は、平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間とします。ただし、将来世代に及ぶ環境も視野に入れます。

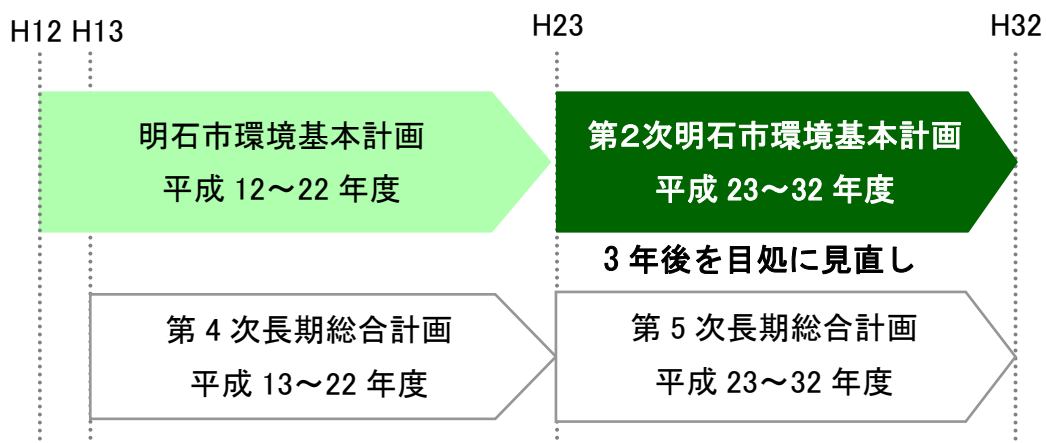


図 1-2 環境基本計画の計画期間

## 第2章 明石市の環境の現状

### (1) 市域の概況

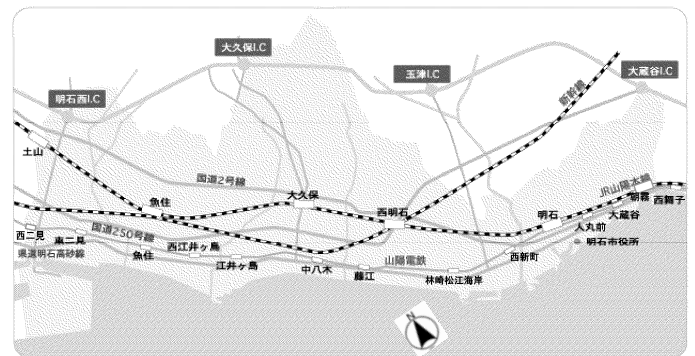
#### 1) 位置

本市は、兵庫県中南部に位置し、東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町と接しています。

市域は、東西 15.6km、南北 9.4km、市域面積 49.25km<sup>2</sup>となっています。



資料：「明石市第5次長期総合計画」



資料：明石市 HP

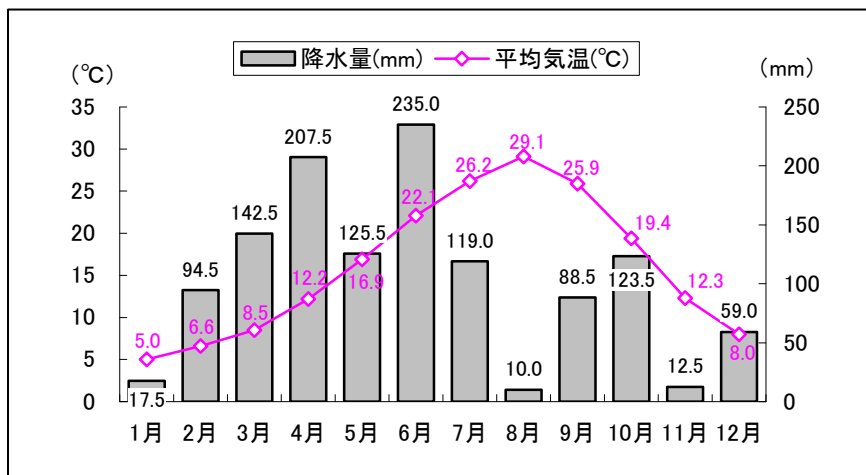
図 2-1 明石市の位置

#### 2) 地勢・気候

本市は、六甲山地西麓に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置に相当し、明石川以西の地域は、いなみの台地と呼ばれる台地上に位置します。

本市の平成 22 年の気温は、平均 16.0℃、最高 35.3℃、最低-2.1℃です。

年間降水量は、約 1,235mm となっています。



資料：気象庁データ

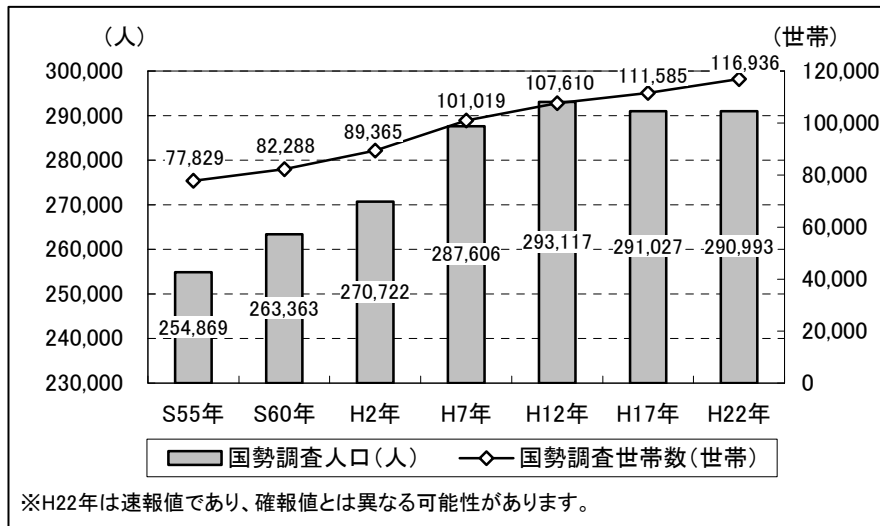
図 2-2 月別平均気温と降水量(平成 22 年)



### 3)人口

本市の人口は、平成12年までは増加を続けてきましたが、平成12年から平成17年までの直近の5年間では、2,090人の減少となっています。

世帯数は増加していますが、世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成17年で世帯あたり人員は2.61人となっています。世帯あたり人員の減少は単独世帯や核家族世帯の増加が進んでいることが要因と考えられます。



資料：「明石市統計書 平成22年版」、平成22年国勢調査人口速報集計（総務省）

図 2-3 人口の推移

表 2-1 人口・世帯人員の推移

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
<b>国勢調査</b>							
国勢調査人口(人)	254,869	263,363	270,722	287,606	293,117	291,027	290,993
増加指数(昭和55年=100)	100.0	103.3	106.2	112.8	115.0	114.2	114.2
国勢調査世帯数(世帯)	77,829	82,288	89,365	101,019	107,610	111,585	116,936
増加指数(昭和55年=100)	100.0	105.7	114.8	129.8	138.3	143.4	150.2
世帯あたり人員(人/世帯)	3.27	3.20	3.03	2.85	2.72	2.61	2.49

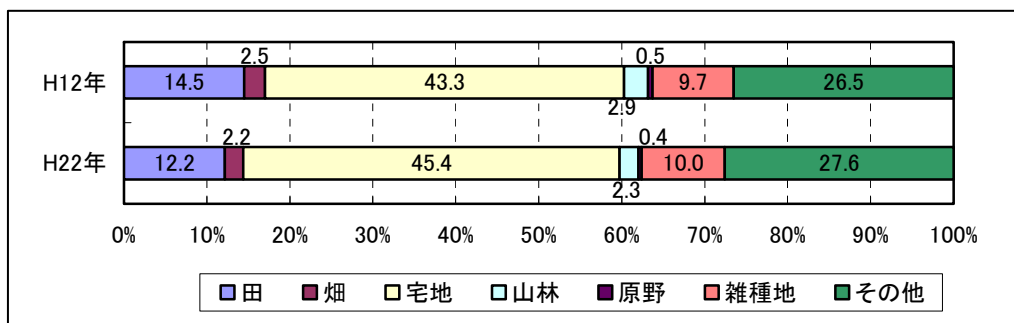
※H22年は速報値であり、確報値とは異なる可能性があります。

資料：「明石市統計書 平成22年版」、平成22年国勢調査人口速報集計（総務省）

### 4)土地利用

平成22年の土地利用面積の割合を見ると、「宅地」が最も多く、市域の45.4%を占め、次いで「田」が12.2%、「雑種地」が10.0%となっています。

平成12年との比較で、「田」が減少し、「宅地」が増加しているのは、農地の宅地化が進んだことが要因と考えられます。



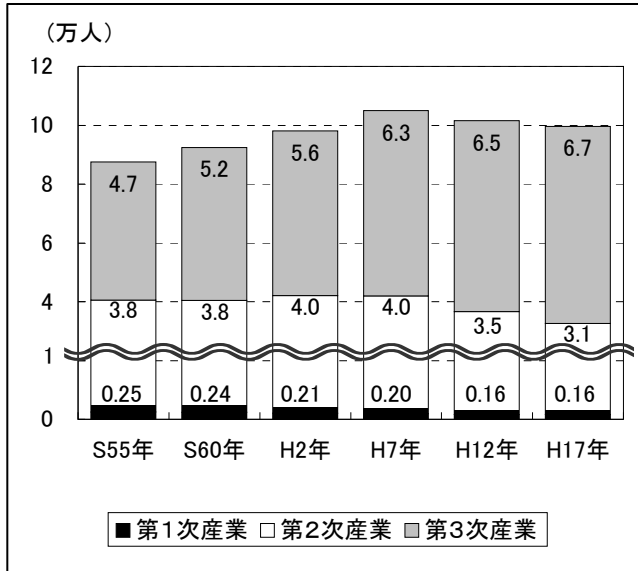
資料：「明石市統計書」（平成12、22年版）

図 2-4 地目別土地利用面積の推移

## 5) 産業

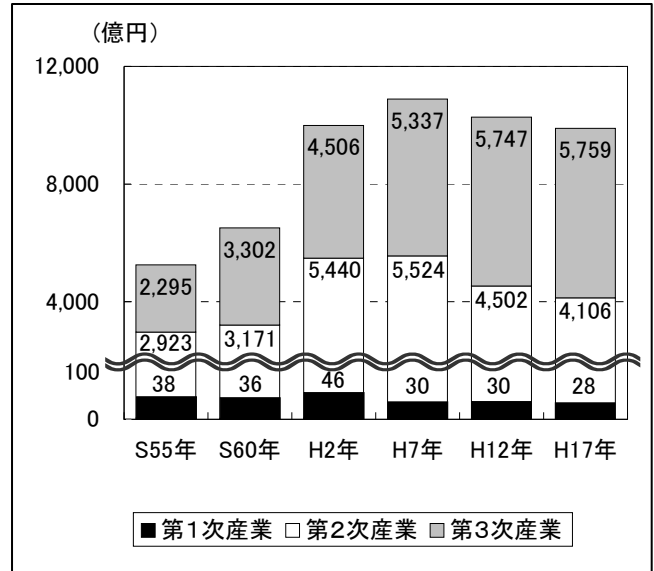
従業地における就業者数をみると、第1次産業および第2次産業で減少が進む一方で、第3次産業では増加しています。

市内全体の総生産額は、近年減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」(総務省)

図 2-5 産業別の就業者数(従業地)



資料：「市町民経済計算」(兵庫県)

図 2-6 産業別の市内総生産額

## (2) 環境の現状

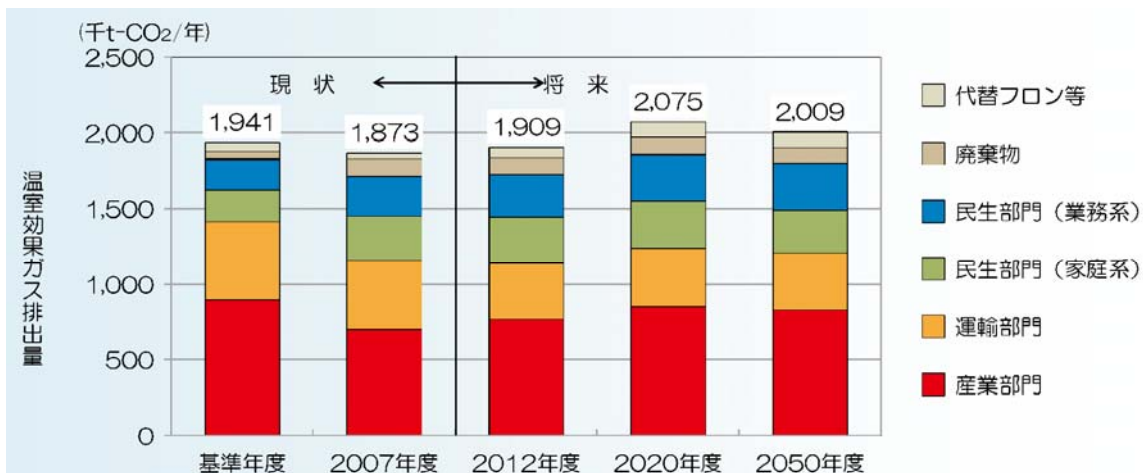
### 1) 地球環境（地球温暖化）

#### ① 現状（温室効果ガス）

明石市の温室効果ガス排出量の現状は、基準年度（1990 年度）と比べて若干減少していますが、部門別では廃棄物部門、民生部門（業務系）、民生部門（家庭系）からの排出が増加しています。

#### ② 課題

今後追加的な対策を行わない場合、将来的には排出が増加することから、温室効果ガスの排出抑制を進めていく必要があります。



資料：「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（概要版）」

図 2-7 温室効果ガス排出量の現状と追加的な対策を行わない場合の将来推計

明石市では、平成 32（2020）年度までに基準年度比で 25%削減することを目標（1,456 千 t-CO<sub>2</sub>/年）に、地球温暖化対策に取り組んでいます。



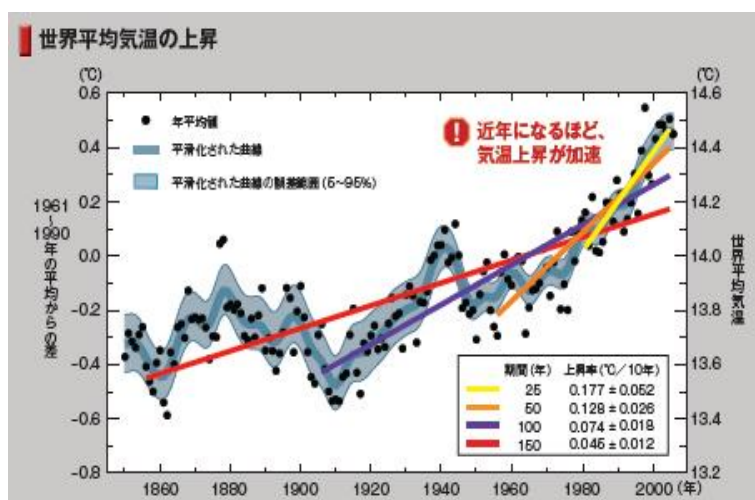
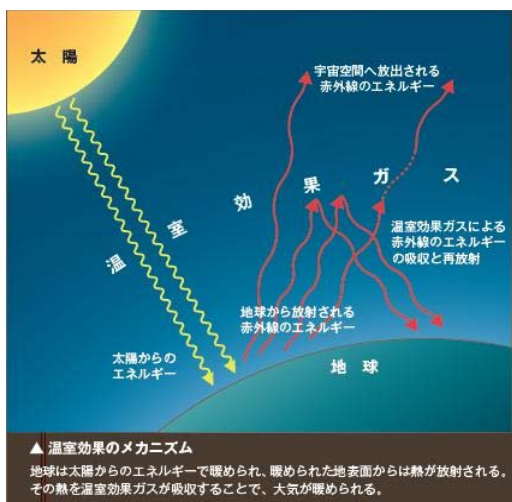
資料：「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（概要版）」

図 2-8 温室効果ガスの排出削減目標

## ■地球温暖化について

太陽から届く光エネルギーは地球を暖め、赤外線として宇宙へ放出されますが、放出される赤外線の一部は、地球のまわりを取り囲む二酸化炭素などの温室効果ガスに吸収されます。地球温暖化とは、大気質の温室効果ガス濃度が上昇することにより、地球全体の気温が高くなることをいいます。

100年後の地球の平均気温は1.8～4.0℃上昇し、海面は18～59cm上昇すると予想されており、地球温暖化が進行すると気候の変動をもたらし、生態系への悪影響や人間への健康被害、農業への影響、洪水や高潮の発生などが懸念されています。



出典:IPCC,2007:IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書

## 2)自然環境 (生物多様性)

明石の代表的な自然環境には、里山林、ため池、河川、海があります。そこには多種多様な生物が生息・生育しており、それぞれの地域の特性に応じた生態系を形成しています。

### ①現状

#### ア) 里山林

明石市内の山林などの森林面積は、周辺自治体と比べると規模は小さく少ない面積ですが、人工林はなく二次林となっています。その中で、里山林と位置付けられている地域には、魚住町北部地域の金ヶ崎公園、大久保町北部地域の松蔭新田一帯、中心市街地に隣接する明石公園の3箇所があげられます。

#### イ) ため池

明石は年間を通じて降水量が少ないため、昔から多くのため池が造られ、現在も100を超えるため池があります。

また、明石のため池には、絶滅危惧種に指定されているオニバスなどの、全国的にみても希少な水生植物を含む、多様な動植物が生息・生育しており、豊かな自然を育む貴重な水辺空間となっています。

## ウ) 河川

明石市には、市域を北から南に縦断して瀬戸内海に流れ込む河川があります。比較的大きなものとして、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川があります。

これらの河川は、防災機能（洪水調整）や親水空間として利用されるとともに、鳥類、両生・爬虫類、魚類など多くの生きものが生息・生育しています。なかでもコイ科の魚類が多く、河口付近でもコイの群れが見られます。

## エ) 海岸・沿岸地域

明石市の海辺は釣りやサイクリングなど、多くのレクリエーションを楽しむことのできる海浜地となっています。

海岸には、ハマゴウやコウボウシバなどの海浜植物が生育し、浅瀬では甲殻類のヤドカリやカニが生息しています。鳥類のシギやチドリ類がゴカイやカニなどを捕食している姿も見られます。また、海中に生育する海草や海藻類は、多くの小型魚類や稚魚などのすみかや産卵場となり、海の基礎生産を担う重要な場所となっています。

### ②課題

人間の働きかけの減少に伴う里山林、ため池、河川、海岸・沿岸海域の環境の悪化防止（生物の生息・生育環境の悪化防止）や、ブラックバスやミシシippアカミミガメをはじめとする外来種の侵入による生態系のかく乱に対する対策などが課題となっています。

## 3) 廃棄物

### ①現状

ごみ発生量や最終処分量については、現段階で減量目標を達成しているものの、リサイクル量やリサイクル率については、目標の達成には至っていません。

### ②課題

3R（発生抑制〔リデュース〕、再使用〔リユース〕、再生利用〔リサイクル〕）を中心とする減量・再資源化の推進など、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量と再資源化に係る施策を更に進めていく必要があります。

（現在、資源循環推進審議会において、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて審議中）

表 2-2 現行計画に掲げる減量目標と達成状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 32 年度
	(基準年度)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(第 1 次目標)	(最終目標)
ごみ発生量(t)	145,350	147,349	143,965	134,413	129,449	140,000	134,000
焼却量(t)	115,100	116,385	109,997	104,922	99,390	101,000	97,000
最終処分量(t)	18,163	13,562	11,526	10,022	9,682	14,000	13,000
リサイクル量(t)	28,436	28,733	30,178	29,492	28,591	37,000	36,000
リサイクル率	19.6%	19.5%	21.0%	21.9%	22.1%	26%	27%

参考：全国平均のリサイクル率 20.3%（平成 20 年度）

資料：第 16 回資源循環推進審議会 資料

## 4)地域環境

典型7公害のうち、本市で測定を実施している大気、水質、騒音・振動について現状と課題を以下に整理します。また、典型7公害ではないですが、人の健康または生活環境に係る東を生ずる可能性のある有害物質についても同様に現状と課題を整理します。

### ①現状

#### ア) 大気

##### a) 窒素酸化物<sup>※1</sup>

二酸化窒素の環境中の濃度は、近年は減少傾向にあります。

過去5年間において全測定局（5局）<sup>※2</sup>で環境基準<sup>※3</sup>を達成しました。

##### b) 粒子状物質<sup>※4</sup>（浮遊粒子状物質）

浮遊粒子状物質の環境中の濃度は、近年は王子、大久保及び二見局は若干の減少傾向で、林崎、大久保局はほぼ横ばいの傾向を示しています。

過去5年間においては、平成19年度の林崎局を除き、全て環境基準<sup>※5</sup>を達成していました。

##### c) 光化学オキシダント<sup>※6</sup>

光化学オキシダントは、一般環境大気測定局で測定しており、近年若干の増加傾向にあります。環境基準<sup>※7</sup>については、達成していません。

※1 物を燃やす時に発生し、特に二酸化窒素は鼻やのど、肺などに障害を起こします。

※2 測定局5局 一般環境大気測定局：王子測定局、大久保測定局、二見測定局  
自動車排ガス測定局：林崎測定局、小久保測定局

※3 二酸化窒素の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下。

※4 気道、肺胞に沈着して呼吸器に影響をおよぼします。

※5 浮遊粒子状物質の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.2 mg/m<sup>3</sup>以下。

※6 光化学スモッグの原因となり、目や喉を刺激したり植物の葉を白く変色させたりします。

※7 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の1時間値が0.06ppm以下。

#### イ) 水質

##### a) 河川水の調査

現在、本市で水質測定を実施している河川は、類型<sup>※1</sup>を設定している明石川、谷八木川の2河川とそれ以外の赤根川、瀬戸川、朝霧川の3河川があります。環境基準達成状況については、全ての測定地点において健康項目<sup>※2</sup>についての環境基準を達成しています。生活環境項目については、明石川下流（嘉永橋）でC類型、谷八木川全域（谷八木橋）でE類型に環境基準が設定されていますが、有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を含め、環境基準が設定されている全ての項目について両地点とも環境基準を達成しています。赤根川、瀬戸川、朝霧川の水質は、過去5年間ほとんど変化はなく、良好な水質を維持しています。

##### b) 地下水の調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、概況調査として市内5地点で調査した結果、全測定地点において有害物質であるテトラクロロエチレン等、環境基準が設定されている全ての項目について環境基準を達成しています。

### c) 海水浴場の調査

市内の海水浴場について水質等の現状を把握し、住民の利用に資するため、大蔵海岸海水浴場（1地点）及び松江海水浴場（2地点）について、実態調査を行っています。

遊泳期間前の調査結果は、環境省の「水浴場に係る判定基準」により、大蔵海岸海水浴場、松江海水浴場ともに「適」で、近年は良好な水質を維持しています。

※1 河川などには、水道、水産、工業用水、農業用水、などの利用目的に応じて水域類型を設けることができます。

BODの環境基準はAA類型：1mg/ℓ以下、A類型：12mg/ℓ以下、B類型：3mg/ℓ以下、C類型：5mg/ℓ以下、D類型：8mg/ℓ以下、E類型：10mg/ℓ以下。

※2 環境基本法に基づいて定められている水質基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準の「健康項目」と生活環境の保全に関する基準の「生活環境項目」の2つがあります。

## ウ) 騒音・振動

### a) 都市環境騒音の調査

市内全域を東部、中部、西部に地域分けし、各用途地域について、年1回の調査を行っています。全測定地点において、昼間夜間<sup>※1</sup>ともに環境基準<sup>※2</sup>を達成しました。

### b) 自動車交通騒音の調査

平成22年度は、市内幹線道路のうち計34道路において評価を実施しました。評価道路全体の環境基準<sup>※3</sup>の達成率は約97%であり、良好な結果となりました。

### c) 山陽新幹線騒音・振動の調査

市内5地点（旭が丘、谷八木、金ヶ崎、西岡、西二見）で測定した結果、騒音、振動ともに前年の数値と大きな変化はありませんでした。騒音については、全測定地点において暫定基準<sup>※4</sup>を達成しました。また、環境基準<sup>※4</sup>については、一部で達成しました。振動については、全測定地点において、環境省勧告指針値<sup>※5</sup>を下回りました。

※1 時間区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし夜間を午後10時から午前6時までとします。

※2 AA地域 療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域

昼間50dB以下 夜間40dB以下

A地域 専ら住居用に供される地域 昼間55dB以下 夜間45dB以下

B地域 主として居住用に供される地域 昼間55dB以下 夜間45dB以下

C地域 相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

昼間60dB以下 夜間50dB以下

※3 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間60dB以下 夜間55dB以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間65dB以下 夜間60dB以下

※4 新幹線に係る騒音の基準について

暫定基準 環境基準の達成基準の達成に向けた対策の基準 : 75dB以下

環境基準 ①主として住居に供される地域 : 70dB以下

②商工業の用に供される地域、①以外の地域であって通常生活を保全する必要がある地域 : 75dB以下

※5 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月環大特第32号）に示された振動の指針値 : 70dB以下

## エ) 有害化学物質

### a) 有害大気汚染物質<sup>※1</sup>の調査

有害大気汚染物質 19 物質について常時監視を行った結果、環境基準<sup>※2</sup>の定められているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの4物質については、いずれも環境基準を達成しており、その他の物質についても、安全なレベルで推移しています。

### b) ダイオキシン類<sup>※3</sup>の調査

#### (大気)

廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の汚染状況について、大久保浄化センターと魚住浄水場にて年4回調査しています。

大気中濃度はいずれも環境基準<sup>※4</sup>を達成しています。

#### (水質)

ダイオキシン類の汚染状況を、公共用水域（明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川）の4地点において水質と底質について調査した結果、全測定地点において、水質と底質ともに環境基準<sup>※5</sup>を達成しています。

※1 低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称です。

※2 ジクロロメタンの環境基準は、1年平均値が0.15 mg/m<sup>3</sup>以下  
テトラクロロエチレンの環境基準は、1年平均値が0.2 mg/m<sup>3</sup>以下  
トリクロロエチレンの環境基準は、1年平均値が0.2 mg/m<sup>3</sup>以下  
ベンゼンの環境基準は、1年平均値が0.003 mg/m<sup>3</sup>以下

※3 塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成し、毒性が高く、「人に対する発がん性がある」と評価されています。

※4 大気環境基準は、0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

※5 水質環境基準は、1pg-TEQ/l以下  
水底の底質環境基準は、150pg-TEQ/g以下

## ②課題

### ア) 大気

窒素酸化物、浮遊粒子状物質については横ばいまたは、減少傾向にあります。引き続き工場・事業所への監視・指導や、低公害車等の普及促進などの自動車環境対策を継続していく必要があります。大気中に浮遊する粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質(PM2.5)についての環境基準が平成21年9月に設定され、本市としても測定器の設置などを行っていますが、成分分析などの取り組みを進めていく必要があります。また、全国的にも環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・兵庫県と連携した広域的な対策を強化する必要があります。

### イ) 水質

公共下水道の整備により下水道人口普及率は(平成23年3月末現在)99.1%と高水準ですが、引き続き地域の実状に応じた生活排水対策を行い、河川等の水環境の保全を図るとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要があります。

### ウ) 騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動については、工場等に対して規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進させる必要があります。



また、自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、具体的な事案については対処しながら、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進をする必要があります。

新幹線による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するほか、環境基準達成のために近隣の市・町と連携し、JR・国等へ引き続き、騒音に対する改善の要望をしていく必要があります。

## エ) 有害化学物質

有害大気汚染物質やダイオキシン類については、引き続き、法の規定に基づく継続的な監視を行う必要があります。

## 5) 身近な空間における環境

### ①現状

#### ア) 緑化

公園緑地（施設緑地）、法や条例による緑地（地域制緑地等）ともに、平成11年の「明石市緑の基本計画」（以下、前回計画）策定時より、面積は増加しましたが、目標水準に至りませんでした。

表 2-3 緑地確保の推移

	前回計画策定時点	⇒	平成 22 年度目標	平成 22 年度時点 (目標との差)
公園緑地 (施設緑地)	: 231.26 ha	⇒	430 ha 以上	279.69 ha(-150.31 ha)
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	: 252.74 ha	⇒	550 ha 以上	274.23 ha(-275.77 ha)
合 計	: 484.00 ha	⇒	980 ha 以上	553.92 ha(-426.08 ha)

資料：「明石市緑の基本計画」

#### イ) 都市公園等

都市公園については、毎年順次整備を行い、面積を増やしています。これに伴い、一人あたりの公園面積も増えています。

しかし、前回計画における「都市公園等の目標水準」として、320ha（10 m<sup>2</sup>/人）を掲げていましたが、現状は、205.99ha（7.07 m<sup>2</sup>/人）に留まっています。

表 2-4 都市公園等の推移結果

	前回計画策定時点	⇒	平成 22 年度目標	平成 22 年度時点 (目標との差)
面 積	: 177.71 ha	⇒	320 ha	205.99 ha (-114.01ha)
1 人あたりの面積	: 6.12 m <sup>2</sup> /人	⇒	10 m <sup>2</sup> /人	7.07 m <sup>2</sup> /人 (-2.93 m <sup>2</sup> /人)

資料：「明石市緑の基本計画」

### ②課題

目標水準を緑化については現状値以上、都市公園等については 217.50ha [7.50 m<sup>2</sup>/人] とし、ハード・ソフトの両面から緑の確保等を行う必要があります。

## 第3章 めざす環境像と計画の基本理念

### (1) 明石市のめざす環境像

#### 1) めざす環境像

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、地震、大型台風、異常少雨と異常高温、集中豪雨といった自然災害が世界的に増大しています。このような自然災害の増大は、私たちの生活が飛躍的に便利になり、資源やエネルギーを大量に消費したことによる地球温暖化と海面上昇や、都市域のヒートアイランド現象、森林と耕地の喪失、砂漠化の進行、河川・海岸の浸食などによるものと言えます。

私たちは、利便性や快適性を求めて限りある資源を消費する現状から、将来世代まで安全で安心してらせる持続可能な社会の実現に向けて、ライフスタイルを見つめ直す転換期をむかえています。

明石は瀬戸内の温暖な気候のもと、風光明媚な明石海峡を望む美しい海岸線や、田畑やため池など多様な生物を育む豊かな自然環境に恵まれたまちです。私たちはこの明石の環境を身近に感じ、大切にしながら、環境の保全を行っていく必要があります。

私たち一人ひとりが地球で生きるものであるという自覚を持って、現在のライフスタイルのあり方を見直しながら明石の環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民や市民団体、事業者、行政の全ての主体がそれぞれの責務を自覚し、互いに手を取りあって、本市の環境全般に関わる取り組みを推進していかなければならず、次の「めざす環境像」を共通認識として、取り組んでいきます。

#### 【めざす環境像】

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う  
人と人が思いやり、地球をいつくしむ  
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち  
～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

このめざす環境像は、おだやかな風土の中で、人々が互いに手を取り合い、地球環境から身近な自然までを大切にしながら、昔のくらしのよいところを受け継ぎ、将来にわたり、豊かな未来への夢を持ち続けていきたいという市民の想いを表しています。

## 明石市のめざす環境像

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う  
人と人々が思いやり、地球をいつくしむ  
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち  
～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

### 基本理念

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育てていきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

### 基本方針

明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます



図 3-1 めざす環境像、基本理念、基本方針の関係

## (2) 計画の基本理念

明石市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

### 1 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます

- ・ 今日環境問題は、地球温暖化の問題に代表されるように、私たちが環境に負荷を与える加害者であるとともに、被害者になっていることが特徴です。本市の恵まれた環境を守り育て将来につなぐために、私たちが自らの課題を認識し、行動することが必要不可欠となってきています。
- ・ したがって、本計画では、恵まれた環境の恩恵にあずかっていることと、一人ひとりが環境に負荷を与えていることを認識し、主体的な環境の保全と創造に向けた行動や、環境配慮活動に結び付けていながら、その活動の輪を広げていくことが必要です。

### 2 私たちは環境に調和したくらしと文化を育んでいきます

- ・ 自然環境と歴史、文化に包まれた豊かなくらしとの調和を図っていくことは、私たちの責務です。
- ・ このような立場を自覚し、明石市や地球の環境に調和したくらしと文化を育んでいくことが重要です。

### 3 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます

- ・ 本市は、淡路島を臨み、明石海峡から播磨灘に面し、温暖で日照時間が長く、降水量の少ない瀬戸内海型気候に属しています。
- ・ 本市には、海をはじめとする恵まれた自然環境があり、古くから人々が営んできた歴史・文化、産業（漁業、農業、製造業等）も含めた風土などの「明石らしさ」があります。その「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいくことが重要です。

### 4 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

- ・ 平成23年3月に東日本大震災が発生し、被災地のすさまじい様子に、自然の持つ圧倒的な力に対する人間の社会やシステムの脆弱性など、その力の限界を改めて認識しました。
- ・ 市域外の生態系サービスに依存する食料あるいは資源・エネルギーなど、私たちは市域外の人、もの、生きものなどの環境とつながり、成り立っているという気づきを大切にしていくことが、市域の環境を保全し創造する第一歩と考えます。
- ・ 環境問題は市域の範囲のみでは捉えきれない課題です。そのため、市域外の地域や流域圏の連携により、水源や大気の浄化、3Rを中心とする減量・資源化の推進、食料自給率の向上、自然のネットワークとしての生物多様性の改善が期待できます。

### (3) 基本方針

計画の基本理念に基づき、次の4つの基本方針で取り組みを進めることにより、明石市のめざす環境像の実現を目指します。

#### 1 低炭素社会の実現

- ・ 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、「地球が温暖化していることには疑う余地がない。その原因は人為起源の温室効果ガスの増加だ」とほぼ断定されています。
- ・ 本市の温室効果ガス排出量の現状は、基準年度（1990年度）と比べて若干減少していますが、今後追加的な対策を行わない場合、将来的には排出が増加すると予測されています。
- ・ 産業・業務・家庭・運輸・廃棄物などあらゆる分野において温室効果ガスが排出され、環境への負荷が地球環境に大きな影響を及ぼしていることを自覚し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルや事業活動へと転換していくと同時に、生活の豊かさも実感できる「低炭素社会」に向けた取り組みが必要です。
- ・ 本市では、『ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン』に基づいて、市民・事業者・市などそれぞれの立場から、環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを目指していきます。

#### 2 自然共生社会の実現

- ・ 生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれた結果、生物多様性の大幅な喪失が引き起こされ、生態系の劣化が進んでいます。また、人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来種の侵入による生態系のかく乱などの問題も深刻化しています。
- ・ 本市には、古くから、生活の一部として利用されてきた「ため池」や、「海」、「河川」などの水のつながりや、「明石公園」や「金ヶ崎公園」などの里山林があり、現在も多様な生きものが生息・生育しており、生態系豊かな場所として残されています。
- ・ 地域の生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みが将来にわたって享受できる「自然共生社会」に向けた取り組みが必要です。
- ・ 本市では『つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略』に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつながる命のネットワークづくりを目指していきます。

### 3 循環型社会の実現（現在、資源循環推進審議会において審議中）

- ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球環境に大きな負荷を与えています。
- ・ 今後とも人類がこのような社会経済活動を続けた場合には、資源制約や廃棄物を受け入れる環境の容量の制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障をきたす恐れがあります。
- ・ 本市のごみ発生量及び最終処分量については、現段階で減量目標を達成しているものの、リサイクル量及びリサイクル率については、目標の達成には至っていない状況です。
- ・ 資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などによる、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」に向けた取り組みが必要です。
- ・ 本市では『**みんなで作る循環型のまち・あかしプラン**』に基づいて、3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする減量・資源化の推進に向けた、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

### 4 安全・安心社会の実現

- ・ 安全で安心してらせる環境は、私たちが生活するうえで非常に重要です。
- ・ この「安全」の確保は、あらゆる公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点と位置づけられるものです。
- ・ また、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の実現によって構築される持続可能な社会は、公害のない生活環境を作り上げることが前提となります。
- ・ このため、大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心してらせる社会の実現を目指していきます。

# 第4章 推進施策

## (1) 施策の体系

前章のめざす環境像を実現するためには、基本方針にある、①「低炭素社会」、②「自然共生社会」、③「循環型社会」、④「安全・安心社会」の実現に向けて、施策を推進していく必要があります。

これらの社会は個々に複数存在するのではなく、例えば地球温暖化による生物多様性への影響や、3Rを通じた地球温暖化対策への貢献など、それぞれ社会（側面）の相互関係を踏まえ、私たち人間も地球という大きな生態系の一部であり、地球によって生かされているという認識のもとに、統合的に施策を推進していくことが重要です。

施策には①から④に関連する施策とともに、すべての社会の実現につながる「横断的施策」があり、以下に基本方針を実現するための施策の体系を示します。

基本方針	基本施策
<p>① 低炭素社会 の実現</p>	<p>個別計画：ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が率先して再生可能エネルギーの導入などを行う</li> <li>● 市民・事業者の活動を支援し、地球温暖化対策の浸透を図る</li> <li>● 都市の低炭素化を図るための環境整備を行う</li> <li>● 他の施策と連携し、温室効果ガスの排出削減を図る</li> </ul>
<p>② 自然共生社会 の実現</p>	<p>個別計画：つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていく</li> <li>● まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していく</li> <li>● 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていく</li> <li>● 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていく</li> </ul>
<p>③ 循環型社会 の実現</p>	<p>個別計画：みんなで作る循環型のまち・あかしプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進める</li> <li>● パートナーシップによる取り組みを推進する</li> <li>● ごみの安全・安心な適正処理を行う</li> </ul>
<p>④ 安全・安心社会 の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域環境を調査・測定し、環境保全に努める</li> <li>● 人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指す</li> </ul>

### 横断的施策

- 環境学習を推進し、人材育成を図る
- 環境に調和したライフスタイルを推進する
- 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存する

図 4-1 施策の体系



## (2) めざす環境像の実現に関する基本施策

### 1) 低炭素社会を実現するための施策

本市では、『ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン』に基づいて、市民・事業者・市などそれぞれの立場から、環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを目指していきます。

この低炭素社会を実現するために、次の4つの基本施策を定めます。

#### 基本施策1 市が率先して再生可能エネルギーの導入などを行う

- 温室効果ガス排出量削減のため市が率先して、再生可能エネルギー、省エネ・省CO<sub>2</sub>機器の導入、エネルギー管理の徹底などを行います。



図 4-2 公共施設への太陽光発電設置



図 4-3 明石駅東側ガード下の照明 LED 化

#### 基本施策2 市民・事業者の活動を支援し、地球温暖化対策の浸透を図る

- 市民には、日常生活における省エネ・省CO<sub>2</sub>の具体策を提示するなど、地球温暖化対策の浸透を図るとともに、インセンティブを付与した活動支援を行います。  
また、環境学習の場を提供し、施策の推進に参画してもらえる市民を増やしていきます。
- 事業者には、高効率機器の導入を図るとともに、自主的な取り組みを推進するための仕組みづくりを行います。



図 4-4 地球温暖化防止ハンドブック

##### ■環境マネジメントシステムについて

環境マネジメントシステムは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 があります。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。



図 4-5 エコイングあかしが取り組むエコドライブの推進



### 基本施策3 都市の低炭素化を図るための環境整備を行う

- 都市づくり、交通システム、緑化等について、都市の低炭素化を図るための環境整備を行います。



図 4-6 コミュニティバス

出典:明石市総合交通計画



図 4-7 明石駅前花壇(全景)

出典:明石市緑の基本計画

### 基本施策4 他の施策と連携し、温室効果ガスの排出削減を図る

- 3R（リデュース：減らす、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）の推進による CO<sub>2</sub> 排出量の削減を図ります。



図 4-8 再資源回収の様子

出典:明石市ホームページ



図 4-9 ごみ収集車(バイオディーゼル車)

## 2) 自然共生社会を実現するための施策

本市では『つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略』に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを目指していきます。

この自然共生社会を実現するために、次の4つの基本施策を定めます。

### 基本施策5 まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていく

- 生物多様性に配慮した公園の整備や、道路の街路樹、海岸整備などを進め、まち全体を生きものたちの生息空間としていき、そこに暮らす生きものたちが、まとまりのある自然が残る地域に暮らす生きものたちと、生態的なつながりをもつよう、水と緑のネットワークづくりを推進します。



図 4-10 金ヶ崎公園



図 4-11 明石公園

### 基本施策6 まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していく

- 多様な主体による調査研究を行い、様々な生きものが、生き生きと暮らせる環境になるようすみかとなる自然を守り、育て、生物多様性の保全・回復を図っていきます。



図 4-12 ため池に生息するオニバス



図 4-13 海岸に上陸が確認される  
アカウミガメ

## 基本施策7 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていく

- 自然の恵みを享受し、豊かな暮らしを将来にわたり持続できるよう、環境に配慮した生産・消費活動やライフスタイルの構築を目指していきます。



図 4-14 緑のカーテン



図 4-15 地産地消の取り組み

## 基本施策8 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていく

- 未来を担う子どもたちには環境学習の充実を行います。
- 水辺や里山などを活かした活動交流の場をつくり、すべての人に生物多様性の重要性について、認識していただくための機会を創出していきます。



図 4-16 環境学習



図 4-17 エコウイングの  
自然グループの活動



### 3)循環型社会を実現するための施策

本市では『みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン』に基づいて、3R(リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕)を中心とする減量・資源化の推進に向けた、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

この循環型社会を実現するために、次の3つの基本施策を定めます。

(現在、資源循環推進審議会において、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて審議中)

#### 基本施策9 ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進める

- ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が一番の上流対策であり環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であることから、市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした施策を推進していきます。
- どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行っていきます。



図 4-18 集団回収



図 4-19 天ぷら油回収箱(市役所)

#### 基本施策10 パートナーシップによる取り組みを推進する

- 市民、NPO、地域にある企業、市がごみ問題に対する目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを推進していきます。



図 4-20 ごみ減量推進員

#### 基本施策11 ごみの安全・安心な適正処理を行う

- 効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響等を十分に考慮し、適正な処理を実施します。

#### 4)安全・安心社会を実現するための施策

本市の大気環境や水環境を健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動などの発生や有害化学物質等の問題にも適切に対応するなど、市民が安心して暮らせる環境リスクの少ない社会（安全・安心社会）の実現を目指していきます。

この安全・安心社会を実現するために、次の2つの基本施策を定めます。

### 基本施策 12 地域環境を調査・測定し、環境保全に努める

#### (1) 環境監視体制の充実

- 大気、水質、騒音及び有害化学物質等の観測システムの維持、整備の充実を図り、常時監視測定を行うことにより公害の発生源や環境汚染などの実態把握に努めます。

#### (2) 環境情報の整備・発信

- 市内環境の調査・測定結果は、「明石市環境の現況」として、ホームページ等へ公表するとともに、市内事業所に対して情報の公開の要請を行うことにより、市民・事業者が地域環境に関する情報を効率よく収集できよう努めます。
- 市民一人ひとりの環境に対する理解を高めるための啓発活動を行うとともに、自主的な環境学習活動を積極的に支援していくため、学習支援制度の充実を図ります。

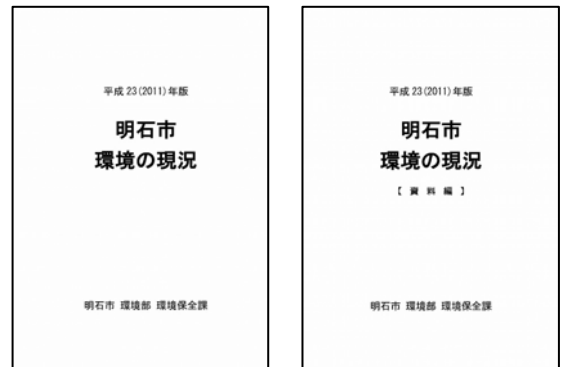


図 4-21 明石市環境の現況



図 4-22 大気環境月間の啓発活動  
(トライやるウィークの生徒と合同啓発)



図 4-23 学習支援制度による環境学習会

(1) 大気環境の保全の充実

- 大気汚染に係る事業場に対して、関係法令に基づいた、規制・指導の更なる充実を図ります。
- 市民や事業所に対して、エコドライブやアイドリングストップの啓発を行うことにより、自動車公害対策を推進します。

(2) 水環境の保全の充実

- 水質汚濁に係る工場・事業場に対する規制・指導の更なる充実を図ります。
- 市民に対して生活排水に関する啓発などの水質汚濁防止対策を推進します。

(3) 騒音・振動の防止の充実

- 特定建設作業や工場・事業場に対して、関係法令に基づいた、規制・指導の更なる充実を図ります。



図 4-24 解体現場のパトロール

(4) 有害大気汚染物質の調査

- 有害大気汚染物質やダイオキシン類の汚染状況調査を行い、市内の大気汚染の把握や資料収集に努めます。



図 4-25 一般環境の騒音調査

(5) 公害苦情への迅速な対応

- 市民からの環境公害の苦情に対して迅速に対応し、市民が安心して暮らせる生活環境の提供に努めます。

## 5)横断的施策

めざす環境像や「低炭素社会」の実現など4つの基本方針の達成につながる「横断的施策」として、環境学習の推進と人材育成、環境に調和したライフスタイルの推進、明石らしさを伝える歴史・文化の保存を進めていきます。

### 基本施策14 環境学習を推進し、人材育成を図る

- 市民・市民団体、事業者、学校と連携して、環境を学ぶ機会を増やし、地域における環境学習や環境配慮行動などへの適切なアドバイスができる人材の育成を図ります。



図 4-26 小学校での環境学習



図 4-27 事業者の出前講座など

出典：明石市緑の基本計画

### 基本施策15 環境に調和したライフスタイルを推進する

- 省資源・省エネルギー、生物多様性保全など、市民一人ひとりの環境に調和したライフスタイルを促進するための情報提供などを行います。



図 4-28 環境&消費者フェア in あかし



図 4-29 あかし打ち水大作戦



## 基本施策16 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存する

- 郷土の貴重な文化財を後世に継承していくため、重要な文化財については、所有者の理解のもとで指定文化財の保存に努めるとともに、文化財の公開や展示を通じて市民の文化財保護意識の普及啓発を図ります。
- 都市景観形成重要建築物や都市景観形成地区の指定により、歴史的な建物やまちなみの保全を進めます。



図 4-30 明石城

出典：明石市第5次長期総合計画



図 4-31 西島の酒蔵

出典：明石市都市景観形成基本計画



# 第5章 計画の推進

## (1) 計画の推進体制

環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしなどの協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。

### 1) 市内の推進体制

明石市では、市の事務・事業における環境保全の取り組みを推進・管理する手法として、明石市環境マネジメントシステムを導入しています。明石市環境基本計画の推進体制についても、明石市環境マネジメントシステムの推進体制を活用します。

### 2) 環境審議会

市は、環境審議会に計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、更に計画の展開に反映させます。

### 3) 各主体の連携

市は、市民・市民団体・事業者・市それぞれの自主的な活動を重んじながら、各主体が連携して、環境基本計画を推進するためのネットワークを広げていきます。

ネットワークの核となるエコウイングあかしについては、市民・市民団体・事業者・市のパートナーシップ組織として今後更に活動の幅を広げ、明石市環境基本計画に基づく各個別計画の施策を推進しながら、本市の環境における参画と協働での取り組みを展開していきます。

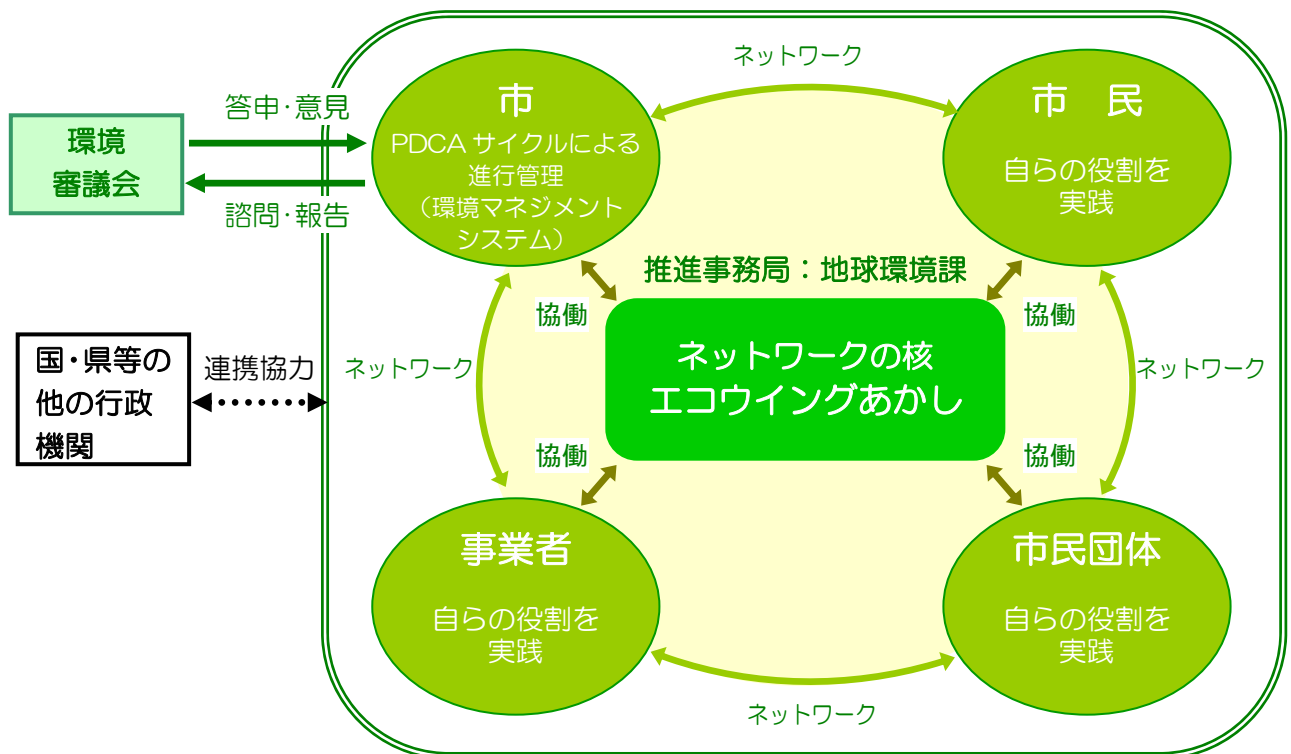


図 5-1 各主体の連携

## (2) 計画の進行管理

### 1) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDC Aサイクルにより、前章で定めた基本施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開に繋げていく必要があります。そのためにも、明石市環境マネジメントシステムを活用した進行管理を行います。

低炭素社会、自然共生社会、循環型社会を実現するための基本施策については、各個別計画<sup>注)</sup>の進行管理の状況を踏まえ、総合的に点検・評価するものとし、安全・安心社会を実現するための施策については、各基本施策を構成する個別の取り組みの実施状況を確認するものとします。

注) ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン

つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

みんなで作る循環型のまち・あかしプラン

### 2) 情報の共有

基本施策の実施状況については、市が環境レポートにとりまとめ、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会からの意見を踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。

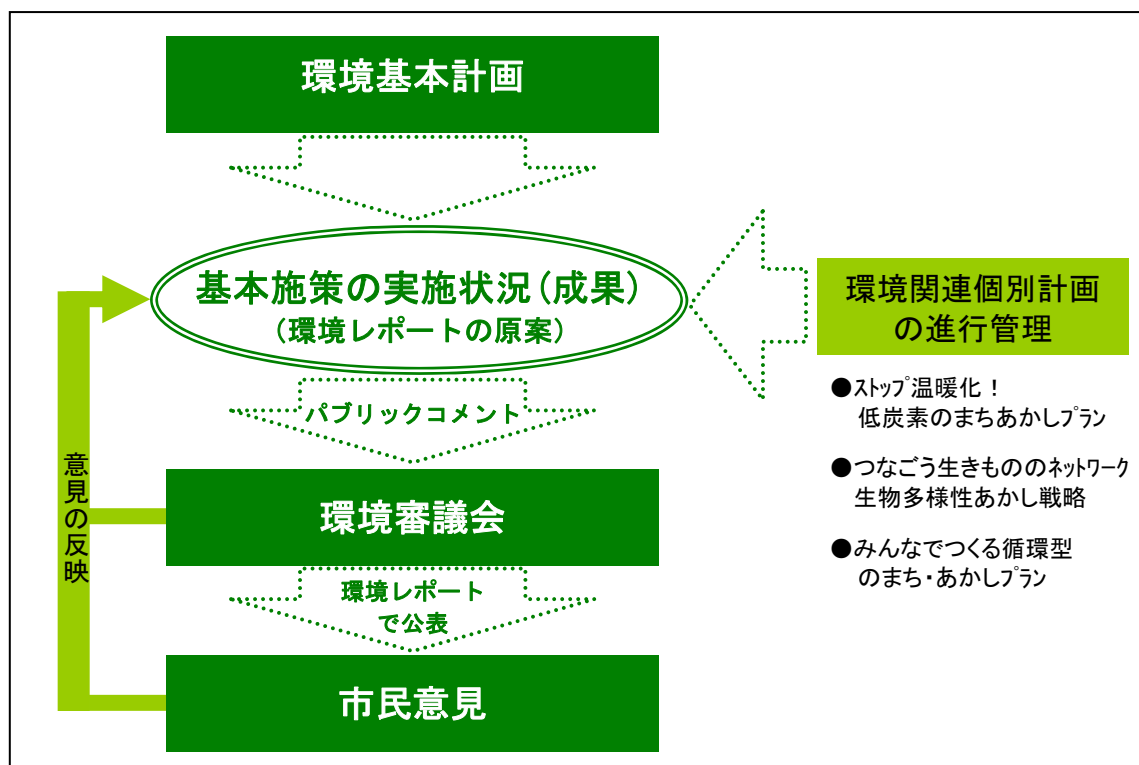


図 5-2 計画の進行管理

## (3) 計画の見直し

環境問題に関する国内外の動向、社会情勢の変化、景気の動向、技術の進歩等を踏まえ、計画を見直します。

見直しは3年後を目処にライフスタイルの変化などの状況に照らして行う予定ですが、国等の環境問題に対する方針や社会情勢の大きな変化がある場合は、随時見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の規定により、環境審議会に意見を求めます。

## 第6章 環境行動指針

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第7条では、環境基本計画策定において、環境行動指針を定めることとなっており、同条例第9条では、「事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるように努めなければならない」としています。

環境行動指針とは、「市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針」であり、以下に示す方針に基づいて、それぞれの立場から環境行動を進めていきます。

なお、具体的な環境行動については、各個別計画<sup>注)</sup>を参考にします。

注) ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン

つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン

### (1) 市民・事業者の環境行動指針

明石市のめざす環境像を実現していくためには、市の取り組みを総合的に推進することとあわせて、市民や事業者の主体的な環境行動が必要です。

市民・事業者のとるべき行動の考え方と、その行動例を以下に示します。

#### 1) 市民の環境行動指針

市民は、日常生活において資源やエネルギーを大量に消費する生活様式を見直し、家庭や職場において継続的に実践することのできる、省資源や省エネルギーへの行動が必要です。

また、地域での環境保全及び創造のための活動への積極的に参加するとともに、地域の情報等を市に提供して情報を共有し、一市民としての行動から地域全体の行動へと広げていく役割も担います。

##### ①低炭素社会の実現に向けて行動例

- 使用しない機器は電源を切る
- 家電製品買い換えや家のリフォーム時には省エネ機器を導入する
- 太陽光発電や太陽熱温水器を設置する
- マイカーの使用を自粛し、公共交通機関や自転車で移動する

##### ②自然共生社会の実現に向けて行動例

- 外来種を飼育・栽培する際は、適正に管理する
- 自然や生きものを守る活動に積極的に参加する
- 地元の農産物を積極的に購入する

##### ③循環型社会の実現に向けて行動例

- 長く使えるものやごみになりにくい商品を購入する
- ごみの分別、出し方のルールを遵守する
- 生ごみの水切りなど、工夫して家庭のごみを減らす
- アルミ缶や雑がみ等の資源回収に協力する
- 昔のくらしの知恵を取り入れ、今あるものを大切に長く使う

##### ④安全・安心社会の実現に向けて行動例

- 天ぷら油等の廃油は排水口に流さず適切に処理する
- 環境負荷の少ない石鹼や洗剤を使用する
- 河川・水路の地域の美化活動への積極的な参加

## 2)事業者の環境行動指針

事業者は環境関連法令の遵守にとどまらず、事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識したうえで、それぞれの事業分野に応じた環境負荷の抑制はもとより、省エネルギーなど環境と調和した行動が必要です。

また、地域での環境保全及び創造のための活動に協力・参加するとともに、事業者としての行動をPRし、地域全体に広めていく役割も担います。

### ①低炭素社会の実現に向けて行動例

- 冷暖房の適温設定（冷房 28℃、暖房 20℃）や、昼休みの消灯など、事務所での省エネ活動を推進する
- 省エネルギー機器を導入する
- 建物の高断熱化、高气密化、自然採光・通風の利用など、建物の省エネ化を図る
- 太陽光発電や太陽熱温水器を設置する
- エコ通勤、ノーマイカーデーを実施する

### ②自然共生社会の実現に向けて行動例

- 工場・事業所内での植栽や屋上・壁面緑化を実施する
- 自然や生きものを守る活動に積極的に参加する
- 生物多様性の保全に配慮した原材料を調達する

### ③循環型社会の実現に向けて行動例

- 再資源化や再生利用しやすい製品を販売・利用する
- 事業活動に伴って発生する廃棄物を適正に処理する
- 両面印刷、両面コピー、ペーパーレス化を推進する
- 貯留タンクを設置し、雨水を有効活用する

### ④安全・安心社会の実現に向けて行動例

- 環境法令を遵守した事業活動を行う
- 化学物質を適正管理し、情報公開を積極的に行う
- 河川・水路等、地域の美化活動に積極的に参加する

## (2) 市の環境行動指針

市は本計画や個別計画に定める施策を推進するとともに、事務事業の実施にあたっては、環境負荷を低減するよう努めていきます。

また、自らが大規模な事業者の一つと捉え、事業者としての環境配慮を進めるとともに、公共施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入を推進しています。

### 低炭素社会、自然共生社会、循環型社会、安全・安心社会の実現に向けて行動

- 環境基本計画及び個別計画に定める施策を推進します
- 環境の取り組みについて、明石市環境マネジメントシステムによる進行管理を行います
- 環境の取り組みについての情報を市民・事業者を提供するとともに、市民・事業者からの情報を集約し、情報を共有します
- 市民や事業者とともに連携して、環境保全のための行動を推進します
- 市民や事業者の行動への支援や啓発活動を進めていきます

